

事務連絡
令和4年10月19日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

2022年度健康スコアリングレポートの作成について

健康保険制度の円滑な実施について、平素から格段のご尽力を賜り御礼申し上げます。

本年度の健康スコアリングレポート作成にあたっては、健康スコアリングレポートの効果検証の結果をもとに、「健康スコアリングの詳細設計に関するワーキング・グループ」により公表された別添1「2022年度健康スコアリングレポートの実施方針」（令和4年9月29日）及び別添2「事業主単位の健康スコアリングレポートの実施方針」（令和2年4月2日）に基づき、保険者単位の健康スコアリングレポートおよび事業主単位の健康スコアリングレポートを作成いたします。

2022年度健康スコアリングレポート作成にあたり、事業主単位のレポートの作成対象等については、別添3「令和3年度以降の健康スコアリングレポートについて」（令和3年4月27日保保発0427第1号厚生労働省保険局保険課長通知）にてお示しておりますが、事業主マスタの作成に係る留意点等について、下記のとおりお示しします。つきましては、取組の趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 令和4年度の事業主マスタについて

事業主単位のレポート作成にあたっては、「健康スコアリングの詳細設計に関するワーキング・グループ」においてとりまとめた別添2「事業主単位の健康スコアリングレポートの実施方針」（令和2年4月2日）でお示したとおり、各健康保険組合において、被保険者証等記号と事業主単位のレポートの作成対象とされている適用事業所との対応表である事業主マスタを作成する必要があります。

また、レポートにおいて、特定健康診査等の実施率、健康状況等の各指標を算出したり、同業態との比較を示したりするために、各適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数及び業態分類の情報も併せて、事業主マスタに登録していただく必要がある。

事業主単位のレポート作成にあたっては、保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する特定健康診査等の実施状況に関する情報の被保険者証等記号と事業主マスタ

とを突合するため、法定報告の特定健康診査等の実施状況に関する情報の被保険者証等記号を正確に事業主マスタに入力していただくようお願いする。法定報告と相違する被保険者証等記号を入力した場合、レポートが出力されない。そのほか、過年度に登録がない記号を含む事業所を登録する場合は、その事業所の事業主単位のレポートにおいて当該年度の特定健診実施率等（特定健診実施率および特定健診順位、特定健診スコア）の経年情報が表示されないほか、適用事業所名に常用外漢字や環境依存文字等を使用する場合については、正しくレポートが出力されない可能性があることに留意する。

（事業主マスタ作成方法）

事業主マスタの様式は、別添4のとおり（Excel 様式）である。事業主マスタ作成の留意点については、別添5を参照すること。なお、令和4年度に作成いただく事業主マスタは、データヘルス・ポータルサイトを通して、令和4年10月19日に（Excel ファイルにて）配布する。

なお、代表保険者番号とは異なる複数の保険者番号（支部等）を有する健康保険組合のうち、その保険者番号間で同一の被保険者証等記号を使用し法定報告を行っている場合においては、事業主マスタの別途対応が必要であるため、令和4年10月30日までに下記照会先まで申し出ること。

（事業主マスタ提出方法・締め切り）

各保険者においては、ポータルサイト上で令和4年11月30日（水）までに登録されたい。ポータルサイトにおける操作方法については、別添6を参照すること。

なお、令和3年度に登録された各健康保険組合においても、令和4年度にも新たに事業主マスタを登録する必要があることに留意されたい。

2. 2022年度健康スコアリングレポート作成に使用する性・年齢階級別加入者数データについて

保険者単位のレポートに掲載している「貴組合の医療費の状況」については、各健康保険組合の性・年齢構成を考慮した上で全国平均等と比較するために、性・年齢調整を行う予定である。各健康保険組合の性・年齢階級別加入者数については、別添3「令和3年度以降の健康スコアリングレポートについて」（令和3年4月27日付け保保発0427第1号）の「3. 保険者単位のレポート作成について（1）」で示したとおり、厚生労働省保険局保険課から健康保険組合連合会に対し、「年齢階級別加入者数調査」に関するデータ提供依頼を行う予定である。そのため、令和3年度の性・年齢階級別加入者数のデータ提供に同意しない場合は、令和4年10月31日（月）までにメールにて厚生労働省保険局保険課へ連絡されたい。

なお、性・年齢階級別加入者数データについては、健康スコアリングレポートにおける性・年齢調整を行うことのみを目的としており、各健康保険組合の性・年齢階級別加

入者数データそのものを公表することはない。また、事業主単位の健康スコアリングレポートには、「医療費の状況」は掲載しない。

3. 令和4年度のレポート発行スケジュールについて

令和5年3月頃に令和3年度の特定健康診査等の実施状況に関する情報に基づくレポート(保険者・事業主単位の2種類)をデータヘルス・ポータルサイトより配布する。
なお、事業主単位でのレポートについては、事業主マスタを令和4年11月30日(水)までにデータヘルス・ポータルサイトに登録した保険者のみ発行される。

以上

<照会先>

厚生労働省 保険局 保険課

担当：渡部、鶴貝、向田、大山

TEL：03-5253-1111 (内線 3544)

E-mail：dh-kenpo@mhlw.go.jp